



佐賀県公報

平成18年
6月21日
(水曜日)
第 12769号

人事委員会事項

- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (〃・二六) 三
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (〃・二七) 三

(印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更

(四一五・地域福祉課) 一
(四一六・〃) 二
(四一七・〃) 二

- 生活保護法に基づく施術機関の指定

(四一八・生産者支援課) 二
(四一九・道路課) 二
(四二〇・〃) 三

- 佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正

(四二一・〃) 三
(四二二・〃) 三
(四二三・〃) 四

- 道路の区域の変更

(四二四・〃) 三
(四二五・〃) 三

- 道路の供用開始

(四二六・〃) 二
(四二七・〃) 二

- 道路の区域の変更

(四二八・〃) 二
(四二九・〃) 二

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(四三〇・〃) 二
(四三一・〃) 二

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(四三二・〃) 二
(四三三・〃) 二

- 開発行為に関する工事の完了

(四三四・〃) 二
(四三五・〃) 二

- 土地改良区の定款変更認可

(四三六・〃) 二
(四三七・〃) 二

- 選挙管理委員会の招集

(四三八・〃) 二
(四三九・〃) 二

- 政治資金規正法に基づく政治団体の公表

(四四〇・〃) 二
(四四一・〃) 二

- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散

(四四二・〃) 二
(四四三・〃) 二

- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出

(四四四・〃) 二
(四四五・〃) 二

規則・二三三) 三

- 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公安委員会事項

(公 告) 四
(〃〃) 五
(〃〃) 六

- 警備員指導教育責任者講習の実施

○ "

- 平成十八年度警備員検定の実施

○ 告 示

○佐賀県告示第四百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廢止年月日
安西内科クリニック	佐賀市与賀町一番一三号	平成一八・四・一

- 歯科法人友和会たく

(まちづくり推進課) 五
(〃〃) 五

- 歯科クリニック

(農地整備課) 六
(〃〃) 六

- 土木改良区の定款変更認可

(告示一二) 六
(〃〃) 六

- 選挙管理委員会事項

(告示一二) 六
(〃〃) 六

- 政治資金規正法に基づく政治団体の公表

(告示一二) 六
(〃〃) 六

- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散

(告示一二) 六
(〃〃) 六

二 變更医療機関

名 称	所 在 地	変更年月日
櫻歯科医院	嬉野市嬉野町大字下宿乙二一二四番地三	平成一八・四・一
株式会社三和薬局	伊万里市伊万里町甲四一三番地	平成一八・五・一

- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出

(告示一二) 六
(〃〃) 六

三和薬局	伊万里市立花町字野田三〇〇〇番地二	平成一八・五・一
たく歯科クリニック	多久市多久町一七六九番地一	平成一八・五・一
うらごう小児科医院	唐津市浜玉町横田下字千居九三七番二	平成一八・五・八
かみぞのクリニック	佐賀市神園六丁目一〇七七番地一一	平成一八・四・九
こんどう耳鼻咽喉科医院	嬉野市嬉野町大字下宿甲三〇八二番地七〇	平成一八・五・一

新 伊万里こころ歯科	旧 唐津こころ歯科	新 伊万里市黒川町塩屋二二七番	平成一八・二・一
新 はるみ歯科医院	旧 医療法人二期会小島病院	新 伊万里市黒川町塩屋二〇五番	平成一八・二・一
新 医療法人二期会小島病院	旧 医療法人小島病院	新 伊万里市黒川町塩屋二〇五番	平成一八・二・一
新 護ステーションくろがわ	旧 医療法人二期会訪問看護ステーションくろがわ	新 伊万里市黒川町塩屋二二二番	平成一八・二・二
新 サンアイ薬局唐津店	旧 看護ステーションくろがわ	新 伊万里市黒川町塩屋二二二番	平成一八・二・二
新 さらさ薬局唐津店	旧 看護ステーションくろがわ	新 伊万里市黒川町塩屋二二二番	平成一八・二・二
	唐津市西城内六番八号	唐津市西城内六番八号	平成一八・四・一

●佐賀県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所 在 地	指定年月日
恵比寿鍼灸整骨院	佐賀市開成六丁目一二番四六号エマーブル 一〇一号	平成一八・四・一二

●佐賀県告示第四百十八号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

別表の二の項中「年一・〇五%」を「年一・一〇%」に、「年〇・八五%」を「年〇・九〇%」に改め、同表の三の項、四の項、七の項及び八の項中「年〇・四五%」を「年〇・四〇%」に改める。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年五月二十四日以後に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。
- 平成十八年五月二十三日以前に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第四百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道 路 の 区 域	変更前	幅員	延長
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字下合瀬字山神 七三四番一地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神 七二一一番地先まで	後	メートル	五〇・五	
佐賀市富士町大字下合瀬字山神 七二一一番地先から 佐賀市三瀬村三瀬字輕井谷六〇	前	一四・三	メートル	一六・二	
佐賀市富士町大字下合瀬字山神 七二一一番地先まで		二七一・四	メートル	五・八	二〇九・八

●佐賀県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字下合瀬字山神七三四番一地先 から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神七二一一番地先まで	平成一八・六・二三

道路の種類 及び路線名	区間	道 路 の 区 域	変更前	幅員	延長
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一 九番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字宿今原四六七 番二地先まで	後	メートル	五一・〇	
佐賀市三瀬村三瀬字宿今原五三一 番一地先まで	前	一〇・四	メートル	二六・五	
佐賀市三瀬村三瀬字宿今原四六七 番二地先から 佐賀市三瀬村三瀬字宿今原五三一 番一地先まで		五一・六	メートル	七・三	七・三
佐賀市三瀬村三瀬字宿今原五三一 番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字宿今原四六七 番二地先まで		一、五〇二・六	メートル	五・一	五・一

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第四百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二十六三号	佐賀市二瀬村三瀬字長烟一六一九番一地先から 佐賀市二瀬村三瀬字今原四六七番二地先まで 佐賀市三瀬村三瀬字宿一四〇八番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原五三二番一地先まで	平成一八・六・一一

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	道 路 の 区 域				
区	間	変更前	後	幅員	員	延長
小城市牛津町柿樋瀬字柿九角五 六〇番地先から	小城市牛津町柿樋瀬字柿九角五 六〇番地先から	一〇五・二	一〇五・二	メートル	メートル	延長
小城市牛津町柿樋瀬字柿十二角 七九三番地先まで	小城市牛津町柿樋瀬字柿十二角 七九三番地先まで	一一一・〇	一一一・〇	メートル	メートル	延長
県道 川上牛津線	小城市牛津町柿樋瀬字柿九角五 六〇番地先から	一一一・七	一一一・七	メートル	メートル	延長
	小城市牛津町柿樋瀬字柿十二角 七九四番三地先まで	一六・三	一六・三	メートル	メートル	延長
		六・六	六・六	メートル	メートル	延長
		八九一・一一	八九一・一一	メートル	メートル	延長

○公示

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とのおり公告する。

関係書類は、平成18年8月1日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

す。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区間を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

1 申請のあった年月日

平成18年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 日本タジキスタン友好協会

(2) 代表者の氏名 島田 俊雄

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1579番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、タジキスタン国民に対し、タジキスタン国に係る農業を中心とした支援交流事業を行い、タジキスタン共和国のみどり豊かで平和な国づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年8月7日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人それいゆ
- (2) 代表者の氏名 江口 寧子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市鍋島一丁目9番2号
- (4) 定款に記載された目的

本会は、障害者基本法、社会福祉事業法等の理念に則り、障害者に対し、自立支援活動に関する事業を行うことで、その権利を守り、社会経済活動に参加する能力を身につけさせ、要介護になることを予防し、助け合いながら、いつまでも生き甲斐の生活が送れるよう支援するとともに、療育を必要とする父母が、安心して預けることができ、そこで過ぎず子供たちが、心身共に健やかに育成されるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

1 申請のあった年月日
平成18年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人佐賀市手をつなぐ育成会
- (2) 代表者の氏名 本居 ミヨ子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市田代一丁目6番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的ハンディキャップ等を持つ人および家族などに対して、社会生活を営む上で必要な福祉の向上に関する事業を行い、よりよい社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年8月14日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

1 申請のあった年月日
平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人佐賀市手をつなぐ育成会
- (2) 代表者の氏名 本居 ミヨ子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市田代一丁目6番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的ハンディキャップ等を持つ人および家族などに対して、社会生活を営む上で必要な福祉の向上に関する事業を行い、よりよい社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

伊万里市東山代町長浜字勝田の一-1814番38の一部、1814番39の一部、1814番41の一部、1814番43の一部、1814番138の一部、1814番152の一部、1814番158、1814番178、1814番205の一部、1814番292及び1814番293（5工区）

平成18年6月21日(水)

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊万里市東山代町長浜1385-1

株式会社武藤開発

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

神埼郡吉野ヶ里町大曲字松原2626番、2628番から2633番まで、2634番1、2634番2、2635番、2636番1、2644番から2648番まで、2661番、2663番2、

2708番3及び2708番4

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神埼郡吉野ヶ里町大曲2771番地

東開発株式会社

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年6月13日三田川町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

1 政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国民新党憲友会佐賀県支部	平山 泉	宮崎 敬一	東松浦郡玄海町諸浦1117-9 宮崎敬一方

11 ものの他の政治団体

○ 賽業管理委員会事項

- 佐賀県選挙管理委員会第111号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年6月21日

佐賀県選挙管理委員会

- 委員長 松尾紀男
1 日時 平成十八年六月二十一日 午後二時
11 場所 佐賀県庁(主庁)
111 議題
(一) 松浦海区漁業調整委員会委員補欠選挙の結果について
(二) ものの他

●佐賀県選挙管理委員会第111号

政治資金規正法(昭和12年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の「第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。」

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
本村つるお後援会	森崎 健	本村 順子	三養基郡みやき町大字市武八八六一
かむら尚文後援会	嘉村 尚文	田尻 治昭	小城市小城町四三番地
古庄健介政経懇話会	古庄 健介	朝長 武利	武雄市武雄町大字昭和一七二

古庄健介後援会	山内よしあき後援会	小田寛之後援会	前田のりひろ後援会	松尾よしゆき後援会	片江まもる後援会	中島隆浩	岡本正克	小田 寛之	有森聟矢加	中尾直弘	朝長武利	武雄市武雄町大字昭和一七二
田代正昭後援会	ひろたき恒明後援会	益田清後援会	内村夏生後援会	吉賀安行後援会	永沼あきら後援会	活気ある佐賀県をつくる会	とくがわ政海後援会	はら史郎後援会	富永まさき後援会	吉賀四郎後援会	小池一哉後援会	片江まもる後援会
田代晃利	山邊信弘	大森齊	永渕矩雄	小渕喜徳郎	田原政司	浦川友喜	中野正美	酒井田柿右衛門	吉田博孝	黒川俊幸	馬場宏晃	川内雅博
金子隆	牟田喜通	益田由美	内村弘臣	井手敏	田原比名代	浦川洋子	永沼美佐子	小島祥弘	原恵美子	馬場得大	古賀公子	野口政幸
西松浦郡有田町中部乙二六二三一一	神埼郡春振村広瀧九一五番地	三養基郡みやき町大字原古賀七〇一	五ー五	神埼郡春振村大字鹿路一七八二番地	神埼郡千代田町下板一〇九一番地	神埼郡春振村大字本堀二一九一番地	佐賀市中の小路四番三〇号高取ビル	神埼郡脊振村大字服巻六九七番地	杵島郡北方町大字芦原一六四〇一三	西松浦郡有田町泉山一丁目二八番一	片江初枝	松尾真澄
一	七号	四	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	前田一美	武雄市武雄町昭和一九一二

山口義文後援会	まちづくり市民の会	佐賀小泉顕雄会	片江護	山口正俊	内川千賀	神埼郡千代田町大字用作一五四六										
山北力後援会	實松博記後援会	米倉つよし後援会	原口ひさよ後援会	小山明後援会	池田安幸後援会	中島正晴後援会	手塚隆美後援会	筒井さちお後援会	蒲原多三男後援会	伊東和孝後援会	江頭久男後援会	久保けんじ後援会	西原正剛後援会	本山陶美後援会	中村敏則後援会	
永尾与平	内田春人	米倉堅	原口文雄	神崎重和	多良茂	中島洋	中島安夫	志岐和磨	蒲原多三男	井上陽登美	末藤守龍	久保利春	八谷肇	二宮達也	北野訓男	島和博
山北雪子	半田絹子	古賀守	中島辰義	野田和広	池田征美	中島文子	手塚まさよ	筒井由美子	金ヶ江祥晃	伊東幸枝	坂口和博	八谷周	久保けんじ	西原正剛	中村敏則	島田秀憲
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
武雄市山内町大字鳥海一九一〇二番	神埼郡吉野ヶ里町大字志波屋一七九〇一	神埼郡吉野ヶ里町大字石動二三〇四	神埼郡吉野ヶ里町大字直鳥七〇三番地の一	三養基郡基山町大字小倉一六七三番地四四	神埼郡吉野ヶ里町大曲三六五六番地の一	神埼郡吉野ヶ里町大曲一五〇四番地の一	神埼郡吉野ヶ里町大曲三七七九	神埼郡吉野ヶ里町三津一四七六番地	神埼郡吉野ヶ里町大曲三七七九	神埼郡吉野ヶ里町大曲一五〇四番地	神埼郡吉野ヶ里町大曲三七七九	神埼郡吉野ヶ里町大曲一五〇四番地	西松浦郡有田町中樽二丁目二一一二	西松浦郡有田町中樽二丁目二一一二	西松浦郡有田町中樽二丁目二一一二	唐津市肥前町入野丙四六三光明寺内

		政党の名称		異動事項
会計責任者	会計責任者	代表者	異動事項	
内田 照彦	古館 義純	志岐 悟	陣内 孝雄	新
黒川 英雄	上田 利治	樋口 翼	本山 光二	旧
自由民主党佐賀県支 部	自由民主党玄海町支 部	自由民主党神埼町支 部連合会	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
自由民主党佐賀県支 部	自由民主党神埼町支 部	神埼郡神埼町大字鶴 ヶ里一〇九一一	神埼郡神埼町大字枝 二八〇八	神埼郡神埼町大字鶴 ヶ里一〇九一一
自由民主党佐賀県支 部	自由民主党玄海町支 部	自由民主党神埼町支 部連合会	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地

一 政党

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

鹿島市活性化懇話会	峰松 節治	谷川 清太	江原美恵子	伊香賀俊介
福田喜一後援会	山口 恒雄	久保田正己	伊万里市東山代町滝川内二四四番地	中西ひろじ後援会
角田はるよし後援会	井田 吉郎	田中 久男	鹿島市大字納富分二八六〇一三	鹿島市活性化懇話会
会	会	会	鹿島市古枝甲一〇六番地	中西ひろじ後援会

二 その他の政治団体

		政治団体の名称		異動事項
会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	
東内健吾後援会	松尾文則後援会	賀県支部	日本薬業政治連盟佐 下村仁司後援会	新
代表者	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	旧
横曾根 法道	馬場 弘光	原田 広昭	杵島郡北方町大字大 崎四七九一一	小城市芦刈町三王崎 一七九四一一
池田 浩	馬場 務	浜町 康	杵島郡北方町大字志 久八二八一七	小城市芦刈町三王崎 一七六一一一

浦川友喜後援会	浦川洋子	平成一八年一月二五日	前山嶼
広田国重後援会	松永博昭	平成一七年一二月三一日	中島儀夫
松永常子と生き活き輝く大和の会	金子瓊子	平成一八年一月三一日	平成一七八年三月二二日
平尾吉之後援会	笠原一豊	平成一七年一二月三一日	柳原克敏
辻まさとし後援会	副島登	平成一七年一二月三一日	平成一八年三月一日
宮地のぼる後援会	宮地	平成一八年二月一〇日	北島えつこ後援会
笠原稔後援会	笠原	平成一七年一二月三一日	フレッシュ小城の会
光野謙介後援会	松原	平成一八年一月三一日	松尾久後援会
世戸信義後援会	世戸	平成一八年二月一日	しばた元子後援会
井本勇武雄市後援会	古庄	平成一八年二月一五日	岸本照子後援会
山中ゆきみつ後援会	宮崎	平成一七年一二月三一日	久保文雄後援会
山北つとむ後援会	山北	平成一八年二月二八日	原口敏弘後援会
吉田治美後援会	吉田	平成一七年一二月三一日	岡本和泰後援会
山北正高後援会	山口	平成一八年二月三一日	光岡国彦後援会
三田川町陣内孝雄後援会	江頭	平成一八年二月三一日	篠原啓一郎後援会
理想選挙を推める会	小林	平成一八年二月三一日	にしだよしお後援会
小林稔後援会	羽根真由美	平成一八年二月三一日	福田喜一後援会
森春雄後援会	松尾	平成一八年二月三一日	篠原啓一郎
小原けんじ佐賀・嬉野後援会	力松	平成一八年二月三一日	西田伊八
佐賀県水落敏栄後援会	前田直太	平成一八年二月二八日	平成一七年一二月三一日
古賀末博後援会	小野三芳	平成一八年二月二八日	山口恒雄
林富佳後援会	松永幸雄	平成一八年三月一〇日	平成一七年四月一日
藤田輝雄後援会	井手久	平成一八年三月一〇日	岡本研一
中西ひろじ後援会	中西裕司	昭和六二年一二月三一〇日	池野保
中西ひろじ後援会	中尾嵩任	平成二八年三月二二日	平成一七年一二月三一日
川原求後援会	川原求	平成一七年一二月三一日	
古賀としあき政策研究会			

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の届出をした者 の氏名	公職の種類	主たる事務所の所在地
嘉村 尚文	小城市議会議員	かむら尚文後援会
古庄 健介	武雄市長	古庄健介政経懇話会
坂口 祐樹	中村 敏則	武雄市太良町大浦丙九
中村 敏則	有田町議會議員	西松浦郡太良町大浦丙九
蒲原多三男	有田町議會議員	西松浦郡太良町大浦丙九
蒲原多三男	有田町議會議員	西松浦郡太良町大浦丙九
中村 敏則	坂口 祐樹	藤津郡太良町大浦丙九
中村敏則後援会	坂口ゆうき後援会	藤津郡太良町大浦丙九
蒲原多三男後援会	西松浦郡有田町黒牟田	西松浦郡有田町黒牟田
蒲原多三男後援会	西松浦郡有田町黒牟田	西松浦郡有田町黒牟田
蒲原多三男	中村 敏則	西松浦郡太良町大浦丙九
蒲原多三男	坂口 祐樹	西松浦郡太良町大浦丙九
古庄 健介	嘉村 尚文	西松浦郡太良町大浦丙九
嘉村 尚文	古庄 健介	西松浦郡太良町大浦丙九

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項
森口てるよし後援会	新

公職の種類	公職の種類
田中満子後援会	みやき町議會議員

主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
岩永正太後援会	西松浦郡有田町戸杓丙七二七一一

主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
今泉謙一郎後援会 (藤原会)	西松浦郡有田町広瀬山甲一八九〇一一

公職の種類	主たる事務所の所在地	公職の種類	主たる事務所の所在地	公職の種類	主たる事務所の所在地
今井まなぶ後援会	佐賀市水ヶ江六丁目三	主たる事務所の所在地	佐賀市水ヶ江二丁目一	有田町議会議員	西有田町議会議員
福井章司後援会	佐賀市水ヶ江六丁目三	主たる事務所の所在地	佐賀市水ヶ江二丁目一	みやき町議会議員	西有田町議会議員
岩永たかのり後援会	佐賀市議会議員	主たる事務所の所在地	佐賀市議会議員	佐賀県議会議員	三根町長
の所在地	乙一一四七番地	の所在地	乙一一四七番地	佐賀県議会議員	三根町長
の所在地	乙一一四七番地	の所在地	乙一一四七番地	佐賀県議会議員	西有田町議会議員
の所在地	乙一一四七番地	の所在地	乙一一四七番地	佐賀県議会議員	西有田町議会議員

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類
古庄 健介	武雄市長

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
古庄健介政経懇話会	佐賀市嘉瀬町十五

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
昭和一七二	佐賀市嘉瀬町十五

代表者の氏名	届出年月日
古庄 健介	平成一七年一二月三一日

うに改正する。

別表の武雄市の本庁の市長部局（会計課を含む。）の項中「課長 総務課長」

補佐（秘書、人事担当に限る。）を「課長」に改め、同表の武雄市の出先機関の項中

を

吉田 治美	小城市議	吉田治美後援会	小城市三日月町長
小林 稔	諸富町議	佐賀市諸富町大字	神田六五三
川原 求	西有田町議	西松浦郡西有田町	徳富四六九番地
篠原啓一郎	小城市議員	古賀としあき政策研究会	佐賀市三日月町長
有田町長	小城市長	フレッシュシユ小城の会	小城市三日月町長
後援会	篠原啓一郎	北島 慎一郎	神田二三一一番地
西松浦郡有田町戸	神田一九八七	北島 慎一郎	山谷甲一五二九一
杓丙四七九一五	小城市三日月町長	古賀 敏旦	川原 求
三月二九日	平成一八年	平成一八年	小林 稔
平成一八年	平成一八年	平成一八年	吉田 治美
三月九日	平成一八年	平成一八年	平成一七年
三月二二日	平成一八年	平成一八年	一二月三一日

篠原啓一郎	北島 慎一郎	古賀 敏旦	川原 求
有田町長	小城市長	会議員	議會議員
後援会	篠原啓一郎	古賀としあき政策研究会	議會議員
西松浦郡有田町戸	神田一九八七	小城市三日月町長	川原求後援

○人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十三号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

の項の次に次のように加える。

神埼市	本庁	議会事務局	事務局長
市民病院	教育部分室	病院長 副院長 事務長 事務次長 総看護師長	支所長 課長 支所長 課長
市民病院	教育部分室	病院長 副院長 事務長 事務次長 総看護師長	支所長 課長 支所長 課長

に改め、同表の嬉野市

」

中学校	校長 教頭	校長 教頭	出先機関	農業委員会事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	市長部局（会計課を含む。）	議会事務局	神埼市 本庁
小学校	校長 教頭	校長 教頭	総合支所	監査事務局	農業委員会事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会事務局	市長部局（会計課を含む。）	議会事務局
国民健康保険診療所	所長	所長	総合支所	事務局長	事務局長	事務局長	部長 課長 秘書係長 総務係長	事務局長	事務局長
教育課（分室）	所長	所長	総合支所	事務局長	事務局長	事務局長	教育長 教育部長 課長	事務局長	事務局長
校長 教頭	課長	課長	総合支所	事務局長	事務局長	事務局長	部長 課長 秘書係長 総務係長	事務局長	事務局長

別表の神埼町の項、千代田町の項及び脊振村の項を削り、同表の有田町の本庁の町長部局（会計課を含む。）の項中「総務課長補佐」を「総務課副課長」

に改め、回表の有田町の本町の項中

「教育委員会 事務局」	教育長　課長
----------------	--------

を

「教育委員会 事務局	教育長　課長
---------------	--------

を

「農業委員会 事務局」	事務局長
----------------	------

を

「小学校」	校長　教頭
-------	-------

を

「共立病院」	病院長　副院長　事務長　総看護師長
--------	-------------------

を

「小学校」	校長　教頭
-------	-------

を

に改め、回表の西伊田町の項、三木町の

「共立病院」	病院長　副院長　事務長　総看護師長
--------	-------------------

を

「小学校」	校長　教頭
-------	-------

を

に改め、回表の有田町の由先機関の項中

「教育委員会 事務局」	教育長　課長
----------------	--------

を

に改め、回表の有田町の由先機関の項中

「教育委員会 事務局」	教育長　課長
----------------	--------

を

○ 警備業者講習

以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施します。

平成18年6月21日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南治子

1 追加取得講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 追加取得講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」とい

う。)

(2) 期日

平成18年8月2日(水曜日)から平成18年8月4日(金曜日)まで(各

日とも午前8時から午後5時30分まで)

実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

受講対象者

追加取得講習は、受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者(旧資格者証を有する者を除く。)で、かつ、次のいずれかに該当するものを対象として行います。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。

以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則
警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者を除く。)に対する講習。

- (昭和61年国家公安委員会規則第5号) 第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 4 受講定員
10人(予定。先着順とする。)
- 5 受講申込期間、申込先等
(1) 申込期間
平成18年7月5日(水曜日)及び平成18年7月6日(木曜日)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 申込先
住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課((住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いすれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)
なお、郵送による申込みは受け付けません。
- (3) 提出書類
ア 受講申込書
イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面
(ア) 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書
- (イ) 前記3の(2)に該当する者は、1級検定の合格証明書の写し
(エ) 前記3の(3)に該当する者は、2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面
- (エ) 前記3の(4)に該当する者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ

(昭和61年国家公安委員会規則第5号) 第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- それぞれ当該各号に定める書面
a 旧1級検定に合格した者は、旧1級検定の合格証の写し
b 旧2級検定に合格した者は、旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面

ウ 資格者証等の写し

6 講習手数料等

- (1) 講習手数料は、23,000円です。
(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。

8 その他

- (1) 持参する物
講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条の警備員指導教育責任者講習(以下「特例講習」という。)を次のとおり実施します。

平成18年6月21日

佐賀県公安委員会

平成18年6月21日(水)

報公県賀佐

委員長 檜 垣 南治子	ア 受講申込書 イ 旧資格者証の写し ウ 警備員指導教育責任者として選任されているものであることを疎明する書面(改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合はその写し)
(2) 期日	平成18年8月2日(水曜日)から平成18年8月4日(金曜日)まで(各日とも午前8時から午後5時30分まで)
2 実施場所	株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)
3 受講対象者	警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)以下「改正法」という。による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であつて、現に本特例講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として佐賀県内の営業所において選任されているもの
4 受講定員	25人(予定。先着順とする。)
5 受講申込期間、申込先等	(1) 申込期間 平成18年7月7日(金曜日)から平成18年7月12日(水曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。) (2) 申込先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 なお、郵送による申込みは受け付けません。 (3) 提出書類
6 講習手数料等	(1) 講習手数料は、23,000円です。 (2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかつた場合でも返還はできません。
7 講習の委託	この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。
8 その他	(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。 (2) 聞い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。
1 檢定の種別及び級の区分	警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員にならうとする者について、次のとおり検定を実施します。 平成18年6月21日
委員長 檜 垣 南治子	佐賀県公安委員会

	6 検定申請の手続
2 検定試験の日時及び場所	(1) 検定申請書の受付期間 平成18年7月10日(月曜日)から平成18年7月21日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の休日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
3 検定試験の内容	(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
4 受検資格	なお、郵送による検定申請は、受け付けません。
5 受検定員	(3) 提出書類 ア 検定申請書 イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) エ 佐賀県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書 オ 佐賀県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書 ア 車両等の誘導に関する事項 イ 交通誘導警備業務の管理に関する事項 ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項
3 検定試験	(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の日に持参してください。
6 検定申請の手続	(1) 検定申請書の受付期間 平成18年7月10日(月曜日)から平成18年7月21日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の休日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
7 検定の手数料等	(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。 (3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。
8 その他	30人(予定。先着順とする。)

(1) 今回の公示にかかる検定を受検しようとする者にあつては、1級検定受検資格認定書が必要となるので、平成18年7月7日(金曜日)までに、検定申請書の提出を予定している警察署を経由して1級検定受検資格認定の申請を行ってください。

(2) 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に使用する上履きを持参してください。

9 問い合わせ先

検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています